

有報の開示合理化・非財務充実を図る開示府令改正案、公表

—金融庁

去る10月24日、金融庁は「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表した。

主に、昨年4月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を受け、有価証券報告書(有報)等の記載事項について、次の見直しが行われている。

開示内容の共通化・合理化

(1) 有報・事業報告における記載の共通化

有報等の「大株主の状況」における株式所有割合の算定の基礎となる発行済株式について、議決権に着目している事業報告と同様に自己株式を控除することとし、両者の記載内容を共通化することとされている。

(2) 新株予約権等の記載の合理化

「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」および「ストックオプション制度の内容」の項目を「新株予約権等の状況」に統合したうえで、現行様式の表を撤廃し、過去発行分の一覧表形式での記載を可能とすることとされている。

(3) 株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し

有報における「大株主の状況」の記載時点を、事業年度末から原則として議決権行使基準日へ変更することとされている。これにより、議決権行使基準日を決算日より後の日とした場合における株主確定の事務負担が軽減され、株主総会日程の柔軟な設定がしやすくなる。

非財務情報の開示充実

「業績等の概要」および「生産、受注及び販売の状況」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合したうえで、記載内容の整理を行う

うこととされている。また、経営成績等の状況の分析・検討の記載を充実させる観点から、次の2点の記載を求めることとされている。

- ① 事業全体およびセグメント別の経営成績等に重要な影響を与えた要因について経営者の視点による認識および分析
- ② 経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているか

コメント期限・適用時期

改正案へのコメント提出期限は2017年11月22日まで。公布の日から施行され、有報等の記載内容に係る改正については、2018年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用される予定。

法務

フェア・ディスクロージャー・ルールに関する政府令案等、公表

—金融庁

去る10月24日、金融庁は平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等を公表した。

これは、平成29年金融商品取引法改正による、①株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入、

②フェア・ディスクロージャー・

場する株券、投資証券および社債券等の発行者とすることとされている。また、重要な情報の公表に関する内閣府令(新設)

とされている。金融商品取引法第27条の36の規定に関する留意事項(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)(新設)

ルールの対象となる情報受領者の範囲として、金融商品取引業者および登録金融機関等ならびにIR業務に関して情報伝達を受ける株主および機関投資家等を規定することとされている。

また、公表前の重要な情報を証券アナリスト等に提供した場合の当該情報の公表方法として、EDINET等のほか、自社ホームページを規定すること

とされている。8つのQ&Aで構成されており、ルールの対象となる重要情報の管理について、それぞれの上場会社等の状況に応じた管理をすることが考えられることなどを明確化することとされている。

コメント期限・適用時期
案へのコメント提出期限は2017年11月22日まで。2018年4月1日から施行される予定。

監査

「監査報告書の透明化」について、意見交換

—企業会計審議会監査部会

去る10月17日、企業会計審議会第38回監査部会(部会長：伊豫田隆俊・甲南大学共通教育センター教授)を開催した。

議論の経緯

平成28年3月、昨今の会計監査を取り巻く環境の変化等を受けて設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」は、会計監査の信頼性確保のための取組みについての議論を取りまとめた提言(「提言」)を公表した。

監査の透明性を高めるために、記載の見直しを検討している。そこでわが国においても、株主等に対する情報提供を充実させるべく、「監査報告書の透明化」について検討が進められ、平成29年6月に金融庁から、関係者による意見交換と議論の取りまとめ(「取りまとめ」)が公表された。

特に、「監査報告書の透明化」に

関係者による意見交換と議論の取りまとめ(「取りまとめ」)が公表された。

KAMとは

取りまとめによれば、監査上の主要な事項(KAM)に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、財務諸表利用者の理解を深めるとされている。一方で、KAMの記載内容をどうするか等の実務上の課題も示されている。

KAM(Key Audit Matters)とは、監査人が統治責任者にコミュニケーションを行った事項から選択され、当事業年度の財務諸表監査において監査人の職業的専門家としての判断によって最も重要と判断された事項である。

委員からの意見

以上を踏まえ、「監査報告書の透明化」の意義・目的および留意点等について、特にKAMをめぐる意見が多く聞かれた。「リスク把握に役立つ」、「コーポレート・ガバナンスの観点で導入は有意義」等、KAM導入賛成の意見の一方で、「費用対効果の問題がある」、「紋切型の書きぶりでは意味がない」、「KAMによらず」他の方法を模索できないのか」等、慎重論も複数聞かれた。

次回以降、詳細に議論が進められることが見込まれる。

会計

権利確定条件付き有償新株予約権のコメント検討、「一巡」

IASB J、実務対応専門委

去る10月19日、企業会計基準委員会は第109回実務対応専門委員会を開催した。

今回は前回(2017年11月1日号(No.1494)情報フラッシュ参照)に引き続き、仮想通貨に係る会計上の取扱いと、権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理に関する実務対応報告公開草案に寄せられたコメント対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

仮想通貨に係る会計上の取扱

事務局は前回の専門委員会等での審議を踏まえて、以下のようなか点で文案を見直した。

- (1) 仮想通貨交換業者および仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

「期末における仮想通貨の評価に関する会計処理」に関して、活発な市場の定義については、IFRS 13号「公正価値測定」を踏まえた今後の日本基準開発の検討範囲に含まれる可能性がある

投資するファンドの選別に運用コストを重視するのが最近のトレンドのようで、低コストのインデックス型ファンド(ETFも)への資金流入が顕著である。

ファンドの運用スタイルには大別して2種類ある。ファンドマネージャーが銘柄を選別し、ベンチマーク(株や債券のインデックス)を上回るパフォーマンスを目指すスタイルをアクティブ運用と呼ぶ。リサーチや銘柄入替えが必要なため、運用コストが高くつく。一方で、単純にインデックスに連動した運用を目指すスタイルをパッシブ運用(インデックス連動ファンド、ETFが該当)と呼ぶ。運用コストは格安だ。

パッシブ運用が始まったのは、米国でVanguard社がインデックス連動ファンド(すなわちパッシブファンド)を投入した1975年頃のことだ。以降、パッシブファンドの残高は、年々増えて、今や、米国のファンドの29%はパッシブ型となっている。日本でも、同様に増加中だ。

なぜ、パッシブファンドに資金が集まるのだろうか? それは、コストだけではなく、他にも理由があるようだ。それを理解するには、アクティブファンドとパッシブファンドのみの世

界を考えてみるとよい。ついでに、運用コストは考えないでこう。この場合、全ファンドのパフォーマンスの平均はインデックスのパフォーマンスと同じであるから、アクティブファンドの平均はインデックスと同じになるはずである。つまり、アクティブファンドの約半分はインデックスに勝てないことになる。パフォーマンスが平均以下のアクティブファンドは淘汰され、削減することになるだろう。

裏表
投資のハナシ

アクティブ対
パッシブ

ちに凄く力を入れている割に、パフォーマンスは普通だよな」

なぜ優秀なファンドがそんな低評価をされるのか? アクティブファンドが1本のみになったとしても「アクティブファンドのパフォーマンス平均は、インデックスと同じ」という呪縛から逃れられないからだ。

多大な時間・労力を費やして銘柄選択をするアクティブファンドのパフォーマンスに、パッシブファンドのパフォーマンスがついていくので、これを、パッシブファンドの「ただ乗り」と呼ぶ。こういう理由で、ただ乗りが増えていくということなのだろうか。

もしかすると、20年後の死語辞典にはこんな記述が?

- 1970年代「もちのろん・ルンペン・アベック」
- 1980年代「フィーバー・チャネルを回す・ナウい」
- 1990年代「トゥギャザーしよらぜ・ゲロゲロ・アウトオブ眼中」
- 2000年代「ゲッツ・写メ・ユビキタス」
- 2010年代「なう・爆買い・アクティブ運用(?)」

(三田 哉)

るため、用語について齟齬が生じないよう考慮すべきではないかという意見が挙がった。

これに対して、事務局は仮想通貨の取引に係る「活発な市場が存在する場合」を「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所および仮想通貨販売所において十分な数量および頻度で取引が行われる場合」とした。この定義に関する見直しにより、活発な市場の判断規準や活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格に関する他の複数の意見にも結果的に対応できるようになった。

他にも、活発な市場が存在しない仮想通貨を取得原価で評価する場合に、期末評価に際して移動平均法や先入先出法などの評価方法を定めておく必要があるとの意見を受けて、評価方法の例示を文案に盛り込むなどの見直しがなされた。

(2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理

「顧客からの預かり仮想通貨に係る資産および負債の認識」に関して、売却損益の認識時点の判断規準については「契約が成立した時」と明確であるが、預かった仮想通貨を資産として認識する場合は「預かったとき」との文言のみであり、定義が不明確であるとの意見を受けて、

「預託者との預託の合意に基づいて、仮想通貨を預かったとき」と見直した。

また、「開示」に関して、金融商品Q&Aにおいても、売買目的有価証券に係る損益は、売却損益および評価損益を一括して表示することを認めているが、仮想通貨交換業者のようにそれを本業として行う事業者が、それらを一括して表示することは適切ではないとの意見を踏まえ、一括して表示しないこととした。

権利確定条件付き有償新株予約権のコメント対応

今回は前回に引き続き、質問5(その他)へ寄せられたコメントへの対応を検討した。

会社法に関するものとして、実務対応報告を遡及適用する場合、資本金の額を訂正する必要があるが、これを前提にした登記手続が不明であり、法務省との調整が必要になると思われるが、公開草案はこの点を調整していないとのコメントが寄せられている。これに対して事務局は、公開草案10項を修正して対応する方向を示した。

今回で公開草案に寄せられたコメント対応の検討が一巡したが、専門委員からは、コメント数が多いものの、「1つひとつ丁寧に対応すべき」との意見が複数聞かれた。

のれんと減損に関する有効性・簡素化・開示について、議論

ASBJ、ASAF対応専門委

去る10月23日、企業会計基準委員会は第60回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、10月24、25日に開催されるIASBボード会議での議題である「のれんおよび減損」を中心に議論された。

主な内容は次のとおり。

のれんの減損テストの有効性の改善として考えられるアプローチ

IASBスタッフから、のれんの減損テストの単一モデルへの移行や、のれんの減損損失をより適時に認識するために、ヘッドルーム(回収可能価額が帳簿価額を超える金額)の測定を継続的に更新する、更新ヘッドルームアプローチの導入が提案されている。

更新ヘッドルームアプローチに対し、事務局は、部分的に自己創設のれんを計算することを要求することになる等の理由で反対、専門委員も否定的な意見であった。そもそもヘッドルームという概念が企業に理解されないのではとの意見もあった。

のれんの減損テストの簡素化として考えられるアプローチ

IASBスタッフからの、簡

素化のために企業レベルまたは報告セグメントレベルの減損テストを実施する提案について、事務局は、減損テストの有効性がさらに低下し、作成者のコストがどれだけ軽減されるか疑問という理由で反対とした。

のれんおよび減損に関する開示の改善として考えられるアプローチ

IASBスタッフから、のれんまたは耐用年数を確定できない

IFRS16号のエンドースメント手続、開始

ASBJ、エンドースメント作業部会

去る10月24日、企業会計基準委員会は第38回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

今回から、IFRS16号「リース」のエンドースメント手続が開始され、まずはIFRS16号の内容の確認、EUのエンドースメント手続の状況の確認等が行われた。

リースに関する旧基準であるIAS17号はすでにエンドース

い無形資産を含む資金生成単位(CGU)(またはCGUグループ)のヘッドルーム(CGUの回収可能価額が帳簿価額を超える金額)を開示する案等が提案されているが、事務局は、財務報告の目的を超え、追加負担を生じる可能性が高いとして同意しないとした。

今後の議論

今後、IASBにおいて、12月にこれらの議題とのれんの償却について、来年2月には、企業結合において無形資産をのれんと別個に識別することの簡素化として考えられるアプローチについて、議論される予定である。

メンツ済みであることから、IAS17号からの変更点を受入可能かが論点になると思われる。

一方で、IFRS16号は、DPEED再EDという開発過程のなかで、議論も紆余曲折を経ている。そのため、検討の経緯や規定の背景を整理して考えることも重要、という意見が委員から聞かれており、今後審議が深められる見込み。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年10月24日	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案	金融庁	①金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を踏まえた開示内容の共通化・合理化や非財務情報の開示充実を盛り込んだ企業内容等開示府令、特定有価証券開示府令等の改正、および②追加型投資信託に係る有価証券届出書の翌日効力発生手続の見直しを盛り込んだ特定有価証券開示ガイドライン・電子開示手続等ガイドラインの改正を行うもの。コメント期限は2017年11月22日まで。 http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20171024.html	2017年11月10日号 情報フラッシュ
2017年10月24日	平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等	金融庁	株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等、フェア・ディスクロージャー・ルール等に関する金融商品取引法施行令・内閣府令等の改正、ならびにフェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン等の制定を行うもの。コメント期限は2017年11月22日まで。 http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171024.html	2017年11月10日号 情報フラッシュ

消費税引上げと野党の影響力

金融

10月22日に行われた衆院選の結果、全465議席のうち、自民党が284議席、公明党が29議席を獲得、合計313議席となり、与党全体では全議席数の3分の2(310議席)を上回った。野党は第1党が立憲民主党で55議席、次いで希望の党が50議席と続いている。

与党勢力でみると選挙前と議席数は大きく変わっていない。来年4月8日に任期を迎える黒田日銀総裁の後任人事に見通しが立ったわけではないが、いわゆるアベノミクスの目玉である異次元の金融緩和政策は継続されることは確かになった。

安倍首相は今回の選挙公約として、生産性革命、人づくり革命、働き方改革など、経済の活性化に資するテーマを掲げ、子育て世代への投資、社会保障の充実、財政健全化に取り組み2兆円規模の政策を今年中に取りまとめ、財源として消費税率10%への引上げ分の一部を充てるとしている。ただし、マクロ経済の視点で見ると、アベノミクスの一翼を担う日銀の金融政策において掲げた物価上昇率目標2%を達成し、景気の好循環を目指す手段としては弱い。

やはり2019年に予定されている消費税率10%への引上げが焦点になる。

自民党は今回事定どおり実施することを公約に掲げているため、現状では増税されることになる。野党は立憲民主党、希望の党、日本維新の会が消費増税凍結を主張している。

一方で、憲法改正論議では、自民党が公約に掲げた自衛隊明記、教育無償化、緊急事態対応、

世界同時株高での上昇率格差の背景

証券

突然の総選挙では、日々めまぐるしく情勢が変化し、戸惑うことが多かったが、終わって見れば与党の圧勝で決着した。公示前は、小池東京都知事が立ち上げた希望の党が一挙に多数を占める可能性が語られ、政権選択選挙になるという展望から与党に緊張が走った。しかし、野党は早々と失速、民進党の反主流派が作った立憲民主党が野党第1党という結果になった。

安倍首相は議席数では大勝利を得たが、必ずしも熱烈な支持

参院の合区解消に関して、希望の党と日本維新の会が9条改正には前向きだが、希望の党は自衛隊の明記には反対する立場だ。すなわち、一部の自民党案は野党を巻き込んで成立の可能性がみえている。

「謙虚な」政権運営を目指す安倍首相にとっても、改憲の提案・発議で野党の協力は欲しいはずだ。野党としては、消費税率引上げは実施されても、実施に向けて経済への悪影響を抑制する方策を引き出せるか、影響力が試されることになりそうだ。

を得たわけではないことをよく承知しており、選挙後の言動はいたって低姿勢である。今後の経済政策も社会保障の見直し・充実などが優先され、国民の多数が抱える将来への不安の軽減に努める見通しだ。

こうした展開は、株式市場にとってベストに近いものだ。選挙期間中、日経平均は一貫して上げ続け、10月24日で何と16日間連続上昇となり、1996年7月以来、21年3カ月ぶりの高値水準となった。それでも、現在の株価には過熱感が感じられ

ない。上昇期間は長期化しているが、日々の上昇幅は小さく、上昇開始後の累計で7%強に過ぎないためである。

9月上旬から世界同時株高が始まったが、欧州、中国はすでに株価は高原横ばい状態となり、依然上昇基調にあるのは、日本、アメリカの他、韓国、台湾、シンガポールなどアジア勢に絞られる。

中心の米株価(NYダウ)はこの間、ほぼ一貫して上昇を続けていたが、上昇開始後の上昇幅は累計4.2%と、日経平均を下回っている。株価上昇率の日米格差は、日米株式の立ち位置の相違に由来すると思われる。

アメリカはすでに金利の上昇局面に入っており、今年あと1回の利上げが予告され、米連邦準備理事会(FRB)の資産圧縮にも着手した。株価にとって手放して安心できる状況ではなくなっている。一方、総選挙で安倍首相が圧勝したことは、異次元金融緩和の継続が承認されたことを意味する。

欧州中央銀行(ECB)も金融超緩和の出口政策に言及しており、先進国で株式市場が安心できる政策立ち位置にあるのは、日本だけといってよい。北朝鮮情勢など地政学リスクは継続しているが、日本株価の相対的な優位性はまだ続くと考えられる。